

# 病後児保育のご案内

～ 菊川市病後児保育事業が始まりました ～

## 1 病後児保育事業とは

保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的として、ケガや病気の回復期にあるお子さんを一時的に専門施設においてお預かりする事業です。

## 2 対象児童

1歳から小学校入学前の児童で、次のいずれにも該当する児童

- (1) 菊川市に住所を有する児童
- (2) 保育園に在園している児童
- (3) ケガや病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童
- (4) 保護者の勤務等やむを得ない事由により家庭による保育が困難な児童

## 3 対象疾患

- (1) かぜなどの日常かかりやすい病気
- (2) 麻疹、水痘、風疹などの感染症の病気（感染のおそれがないもの）
- (3) 喘息などの慢性の病気
- (4) 骨折ややけどなどのケガ
- (5) 長期入院後や医療行為が必要な病気

※詳しくは実施施設にお問い合わせください

## 4 利用料金

児童1人につき日額2,000円

## 5 利用可能日及び時間

実施施設の開園日 午前8時30分から午後5時

## 6 利用可能期間

1回につき7日以内

## 7 実施施設

菊川市立おおぞら認定こども園

## 8 予約・問い合わせ先

菊川市立おおぞら認定こども園 住所：菊川市下内田832-1 電話：35-2323

## 病後児保育利用のながれ

### 1 病後児保育利用の事前登録

- (1) 菊川市病後児保育利用児童登録申請書を実施施設に提出する。
- (2) お子さんの様子やアレルギーの有無など事前に聞き取りをさせていただく。



### 2 お子さんの発病やケガの発生



### 3 医療機関に受診

- (1) 病後児保育を利用したい場合は実施施設（35-2323）に電話し仮予約する。
- (2) 菊川市病後児保育利用連絡票を記入してもらう。（文書料がかかります）



### 4 病後児保育利用の予約

実施施設（35-2323）に電話し本予約する。（前日までにお願いします）



### 5 病後児保育の利用

- (1) 利用当日申請書類、持ち物の確認や看護師により簡単な問診を行う。（15分程度）
- (2) 当日必要なもの
  - ア 菊川市病後児保育利用申込書
  - イ 菊川市病後児保育利用連絡票（医師が記入したもの）
  - ウ 母子健康手帳
  - エ 健康保険証の写し
  - オ 投薬が必要な場合は投薬依頼書及びおくすり手帳のコピー
  - カ 利用料
  - キ その他保育に必要なもの（実施施設にお問合せください）
- (3) 給食は実施施設にて準備する。
- (4) お子さんの健康状態に急変があった場合は、保護者に連絡する場合がある。



### 6 保育園等に復帰

- ◎ 「菊川市病後児保育利用児童登録申請書」「菊川市病後児保育利用申込書」「菊川市病後児保育利用連絡票」は、市のホームページからダウンロードできる。